

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 24 日

各都道府県 保健統計主管係長 殿

厚生労働省
政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計第二係長

病院報告における病床別患者数の記入方法について
(新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後
(令和 5 年 5 月 8 日以降) の取扱いに関するご連絡)

病院報告につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者数に係る病院報告調査票の記入方法に関しましては、先般、別添の事務連絡によりお知らせしたところですが、本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、病院報告における病床別患者数の記入方法を以下のとおりといたします。

貴都道府県におかれましては、本内容について御了知の上、貴管内の医療機関に周知していただきますようお願いいたします。

また、お手数ではございますが、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区へは貴職から周知いただきますよう、お願いいたします。

<病院報告における病床別患者数の記入方法>

(令和 5 年 5 月分報告のうち同年 5 月 7 日まで)

- ・新型コロナウイルス感染症（感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当）の患者は、感染症病床に入院させるべき患者であることから、感染症病床以外の病床に入院していたとしても「感染症病床」の患者として計上すること

(令和 5 年 5 月分報告のうち同年 5 月 8 日以降及び同年 6 月分報告以降)

- ・新型コロナウイルス感染症（感染症法上の 5 類感染症に該当）の患者は、感染症病床に入院させるべき患者ではなくなることから、実際に入院している病床の種別（一般病床など）の患者として計上すること

(参考 1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて (令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001046575.pdf>

【3 ページ (抜粋)】

- ・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけるべきである。

(参考 2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について (令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf

【1 ページ (抜粋)】

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」(令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会)を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。

担当 厚生労働省
政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計第二係
Tel:03-5253-1111 内線 7522
e-mail:hosprio@mhlw.go.jp